

平成28年度 法務省 行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 平成28年6月20日（月） 自 10時00分
至 12時11分

第2 場 所 法務省大会議室（地下1階）

第3 議 事 （次のとおり）

議 事

会計課長 それでは、時間がまいりましたので、これより法務省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

私は官房会計課長の小出と申します。本日は、官房長の黒川が急な案件対応のため若干遅れて会議場に参りますので、それまでの間、代わって進行役を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、田所大臣政務官から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

大臣政務官 皆さん、おはようございます。御紹介いただきました大臣政務官の田所でございます。外部有識者の皆様方におかれましては、御多忙の中、法務省の行政事業レビューの公開プロセスに御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

本日举行ます公開プロセスでは、外部有識者の皆様方に当省の事業の点検をしていただくことによりまして、無駄の削減のみならず、同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないかといった、事業の効果をより高めるための見直しを行う大変重要な機会であると考えております。

今回、公開プロセスの対象として取り上げる2つの事業、「被収容者生活関連業務の維持」、「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」につきましては、それぞれの事業の在り方や予算の執行に関し、皆様方から率直な御意見、御提言をいただき、今後の予算要求に向けての検討に活用していく所存でございます。本日は、皆様方の活発な御議論をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、以上で私からの挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会計課長 どうもありがとうございました。

それでは、開催に当たりまして、本日御審議いただける外部有識者の委員の方々を御紹介させていただきます。

まず、手前から公認会計士の井上東委員でございます。

井上委員 井上でございます。

会計課長 弁護士の上山直樹委員でございます。

上山委員 上山でございます。よろしくお願いいたします。

会計課長 産業技術大学院大学教授の瀬戸洋一委員でございます。

瀬戸委員 瀬戸でございます。よろしくお願いいたします。

会計課長 公益財団法人笹川平和財団常務理事の茶野順子委員でございます。

茶野委員 どうぞよろしくお願いいたします。

会計課長 慶應義塾大学経済学部教授の土居丈朗委員でございます。

土居委員 土居でございます。よろしくお願いいたします。

会計課長 株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサーの中村美華委員でございます。

中村委員 中村でございます。よろしくお願いいたします。

会計課長 なお、本日の取りまとめ役につきましては、瀬戸委員にお願いすることといたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、審議の流れについて簡単に御説明いたします。

手元に資料もあるかと思いますが、まず事業の概要等について担当部局から説明があります。

次に、会計課から論点等について説明をいたします。

その後、約40分程度御審議いただきながら、各委員の皆様にはコメントシートに御記入いただき、その集計結果に基づき、瀬戸委員より評価結果（案）及び取りまとめコメント（案）を各委員に提示していただきます。

最後に、評価結果（案）及び取りまとめコメント（案）に基づき委員の皆様で議論していただいた上で、瀬戸委員において必要な修正を加え、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表していただくこととしておりますので、議事の進行について皆さん御協力をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、議題1の「被収容者生活関連業務の維持」について審議いたします。

矯正局から、5分程度で御説明をお願いいたします。

説明者 矯正局でございます。よろしくお願いいたします。

「被収容者生活関連業務の維持」について御説明します。4ページを御覧ください。

事業目的は、刑務所などに収容された被収容者に対し、必要最低限の生活環境や、社会一般の保健衛生及び医療水準の維持としております。

事業概要は、最低限必要な食糧、衣類や、矯正医療を実施するための資材の購入など、被収容者の身柄を確保する上で必要となる物資等の整備であり、平成28年度予算額は247億9,000万となっております。そのうち、特に大きなウエートを占める刑事施設の医療

費について御説明させていただきます。

12ページを御覧ください。資料の中段ですが、生活関連業務については、憲法第25条の生存権を根拠とし、刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律で具体的内容が規定されています。矯正医療については、同法第56条にありますように、社会一般の医療水準に照らし適切な医療措置を講ずることとされております。

13ページを御覧ください。中段になりますが、刑事施設の医療体制については、ピラミッド型の三層構造となっております。上段の医療刑務所は、4か所の刑事施設が指定され、対応が困難な被収容者を受け入れて治療を行っています。中段の医療重点施設は、9か所の刑事施設が指定され、刑事施設の中核的な病院としての役割を果たしております。その他の64か所の刑事施設は、診療所として治療を行っています。

14ページを御覧ください。矯正医療の現状をグラフで示したものです。高齢受刑者の推移については、全受刑者に占める割合が平成18年から6.2%増加しており、特に70歳以上の高齢受刑者については1,059名増加しております。精神疾患者の推移については、全被収容者に占める割合が平成18年から2.8%増加しています。収容人員と病院移送件数の推移については、収容人員が減少しているにもかかわらず、病院移送件数がほぼ横ばいの状況です。このような現状の中、医師の現員・定員については、平成16年から54名減少しており、欠員は71名となっております。

15ページを御覧ください。有病率の推移については、平成18年から5.1%増加しており、67.6%の被収容者が何らかの病気を持っております。このような現状にあることから、被収容者に投与する医薬品の調達は、各刑事施設において一般競争入札で医薬品の一般名による調達を推進しており、ジェネリック医薬品の数量シェアは94.8%を占めております。

16ページを御覧ください。医療費予算は平成19年度から48%増加しております。その原因は、病院移送などの外部経費が平成18年度に対し130%増加していることにあります。

17ページを御覧ください。外部経費の増加については、特に70歳以上の高齢受刑者が増加していることに伴い、矯正施設内の医療のみでは対応が困難な重い疾患が相対的に増加していることが原因と考えています。そこで、医療費の更なる抑制のため、医薬品の調達については、12か所の刑事施設において近隣の少年施設と共同調達を実施しておりますので、今後その結果を踏まえ近隣の矯正施設で共同調達を行うことを検討しています。

また、医療機関での受診経費については、自由診療の取扱いですが、事前に医療機関と協議し、保険診療で用いられる1点10円の単価で受診しております。しかし、緊急搬送などにより医療機関を選択するいとまがない場合などは、1点10円以上の医療機関で受診することがありますので、今後も医療機関と協議し、1点10円で受診できるように調整したいと考えています。

18ページを御覧ください。矯正医官の不在の問題点は、例えば疾病の早期発見が遅れ、病状が進行し、その結果、医療機関での治療回数が増加したり、医療機関の医師との連携が取れず、入院が長期化するなど、適切な医療を実施するための体制が整わないことにあります。また、護送業務に伴う刑務官の配置が負担となっております。

19ページを御覧ください。昨年12月、矯正医官の人材確保等のための矯正医官特例法が施行されたところですが、同法では矯正医療の広報及び勤務条件の改善を国の責務として明記されております。また、勤務時間内の兼業を法務大臣の承認のみにより可能とすることができると規定されました。刑事施設の医療を適切に実施していくために、矯正医官の確保を今後も努力していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

会計課長 ありがとうございます。

本案件の論点でございますけれども、私の方から説明させていただきます。21ページの論点等整理シートを御覧いただきたいと思います。

矯正医療は、先ほど矯正局から説明がありましたとおり、矯正施設において行動の自由を制限されている被収容者等の生命及び健康を維持し、身体的・精神的健康を保持・回復することで、再犯防止に向けた矯正処遇の基盤を整え、円滑な社会復帰に導くことを目的として行われるものでございますが、論点といたしましては大きく3つあると考えております。

まず1つ目は医薬品の調達についてであります。成人受刑者等を収容する刑事施設では、高齢化が進行するなど、医療費の増加が懸念されている状況にあります。そのため、各矯正施設で行っている医薬品の調達について、後発医薬品の数量シェア率をさらに推進する、近隣施設による共同調達を行うなどの、医療費の抑制に有効な方策はないかといった点が議論になるのではないかと考えております。

論点の2つ目は矯正医官の確保についてであります。矯正施設内における適正な医療体制維持するとともに、外部診療等にかかる経費を抑制するため、矯正医官の充足が必要であるところですが、欠員が多く医療体制の維持に支障を生じている状況にあります。そのため、

矯正医官を確保するための具体策・有効策はあるかといった点が議論になるのではないかと思います。

論点の3つ目は医療予算の効率化についてであります。被収容者の外医治療等については、医療予算の効率的な執行のため、診療報酬点数が1点10円の外部医療機関を選定するようにしているところですが、いまだ1点10円以上の外部医療機関を選定せざるを得ない状況もございます。そのため、診療報酬点数が1点10円の外部医療機関を選定することや、診療報酬点数が1点10円の医療とすることについて、理解を得ることを推進する具体策・有効策を確立できないかといった点が議論になるのではないかと思います。

以上が被収容者関連業務の維持の論点になるのではないかと考えている点でございます。

では、本件について御審議をお願いいたします。

説明者は、委員からの質問に対しては簡潔・明瞭に答えるようお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

では、井上委員。

井上委員 先日、私も、こういう施設は全く存じないものですから、八王子の医療刑務所に伺わせていただきまして、所長のお話もお伺いし、その後、この資料にも記載がある「矯正医療の在り方に関する報告書」（平成26年1月21日 有識者会議で法務大臣に提出）も読ませていただきました。ここで随分具体的な課題が記載されています。

その中で、今日の施策の中で一番大事なのが医官の確保ということなんですけれども、そのための方策や、それ以外の課題のためのいろいろな方策がここで記載されています。その方策の中で今日の4ページのところのアウトプット指標の中に含まれているものもあるんですけれども、含まれていないものもありましたので、これからそれを指標に入れていくかどうかという話も含め、せっかくしっかり報告書がまとまっていますので、この中で記載されていない部分だけ簡単に確認させていただければ有り難いと思っています。

この資料には書いておりませんが、この報告書の中でまず最初に課題として言われているのが「広く国民的な理解を得るための努力が必要である」と、「国民的な理解」、これは非常にアウトカムにしづらいんですけれども、その辺り何か具体的に言われていることがあるのかどうかというのが1点目です。

2点目が、地域医療の共生、連携強化、外部委託、こういう項目があって、なるべく地域医療との共生・連携をなささいということで、これは八王子の所長からも一定の連携をされているとお伺いしたんですけれども、より具体的にその連携の外部委託や連携の状況が聞け

れば有り難いと思っております。漠然とした確認事項ですけれども、もし、報告書との関係で何かやられていることがあれば教えていただければと思います。

説明者 矯正施設は全国各地にあります。矯正局としては8ブロックの矯正管区に分けているんですが、各管区の長、管区長という職務があるんですが、管区長と刑事施設長、これらの者に各大学とか医療機関とか、そういうところに行って積極的に講演とか広報するように指示をしております。あと、マスコミ関係ですね。マスコミには特例法が成立したときの内容とか勉強会とか、そういうのを管区の方でやるから来てほしいとか、そういうようなことでちょうどやり始めた段階でございます。

それと、外部委託の関係は、実際に刑務所に外部の医療機関が診療所を開設して医療を提供していただいているという形態の施設もあります。それと、この新しい法律においては、国のお医者さんが、勤務時間内に兼業という形で、地域の医療機関で診療できるという法制度ことができました。まだちょっとできたばかりですので、それが浸透していつているかどうかまだ確認は取れていないんですが、制度としてはそういう形でできております。

以上です。

井上委員 よろしいですか。

会計課長 では、井上委員。

井上委員 ありがとうございます。私は、今おっしゃられた前提で、矯正医官の確保に関しては国民の幅広い理解と、今ご回答されたように地域連携の中でどんどん説明をしていくと、必要性を訴えていくということが必要だと思います。矯正医官が確保できれば、わざわざ外に出て、連携の医療機関に1人に3人付いて行かれるということなんです、そういうコストも当然削減できるわけですから。

八王子の方にお伺いしたときにも、お医者さんもいろいろな専門性がおありになって、精神科、婦人科の先生がいらっしゃらない、少ないということをお伺いしまして、そういった疾病が生じたときには外へ出さなきゃいけないということで、これは悪循環だと思っています。だから、今日の論点、3つ先ほど御説明がありましたけれども、矯正医官の確保をしつかりすれば、そのあとの1点10円だとか、そういう話もありますけれども、その辺りは一定程度抑制できると思うんですね。

医官も定員制があるわけですから、まずその定員を満たすということで、この3番目の効率化にも間接的に影響すると思うんですね。そういった意味では、医官確保の努力をもっとしなければいけないのではないかと思います。今日の施策の中でも4回ですか、矯正医官確

保を推進するための広報活動，ちょっと少ないんじゃないのかなと思っています。ですから，まずその辺り。また，非常に医官と民間のお医者さんの待遇条件，いろいろなものを比べると圧倒的に悪いということも分かりました。ただ，それもさっきの報告書を通して改善されているということも分かるんですけども，まだまだ十分ではないので，この状況は続くのではないかというふうな懸念もしております。その辺りの力の入れ具合，どのように考えているのかを教えてくださいたいと思います。

説明者 先ほどちょっと申しましたが，トップセールスという形で施設長自らとか，管区長自ら行くようにと，大学とか医療機関とかマスコミとか，そういう形で今取り組んでいる状況でございます。それまでは医療のセクションだけでそういう活動を任せていたので，それだとなかなか進まないだろうということで，施設長自ら地域の医師会とかに行ってお医者さんの確保に努めているような状況でございます。今後とも是非そういう努力を継続したいなと考えております。

会計課長 土居委員，お願いします。

土居委員 今，矯正医官の話がありましたので，続けて矯正医官に関連してお話させていただきたいと思います。確かに矯正医官は足りないのですが，その足りない分が外部診療に回っているということではあるんですが，事前勉強会するときにも話がありましたけれども，仮に矯正医官の定員を充足させても，なお外部医療に頼らざるを得ないところがあるということであるわけですね。矯正医官だけではこなしきれない病気があるということですね。

その辺りの関係を，今は足りないからとにかく何とか確保したいということの方に重きがあるので，そこまでの検討の余裕がないのかもしれないかもしれませんが，かといって，仮に矯正医官の定員が充足されたとしても，なお外部医療に頼らなければならないということにどれぐらいの体制の整備ですね，つまり，極力，矯正医官だけで済むように人材を確保することがベストだと思いますが，必ずしもそうでない場合のセカンドベストというんですかね。外部医療にある程度は頼らなければいけないところがある程度筋立てて人材確保をしていかないと，とにかく来てくださるなら有り難いということで集めたとしても，軽度な病気ならば外に出さなくても施設の中で診れるという話はそれはいいんですけども，でもやっぱり，矯正医官の定員が充足していても，結局は外部医療に委ねざるを得ないという部分が引き続き大きく残っちゃうと，何のために定員を充足させたのかということになりますので，その両者のバランスをどういうふうにご考慮されるのかということをお伺いしたいと思います。

説明者 刑事施設は全国各地にあつて、先ほど申しましたとおり、三階層の医療機関の構造になっています。あれは人材の効率化とか医療設備の効率化ということで、医療刑務所、医療重点施設という形で分けていますが、その余の64庁については、診療所レベルの医療を提供しているということで、お医者さんが1名若しくは2名で、総合内科の先生とか精神科の先生が担当なさって初期診断みたいなことをやって、それで、そこで治療が済めばいいんですが、どうしても医療設備とか専門医じゃないところもございまして、そこでスクリーニングをかけて外部の病院にお願いしたり、長期に及ぶような慢性的な疾患であれば、医療重点施設とか医療刑務所に送ったりという形で治療を行っているような状況にございまして、全ての定員が充足されても、なかなか地方の施設では全て自前でできないという状況があります。

それと、矯正施設の医師は、刑事収容施設法で法定された懲罰という内部の行政罰がございまして、それを科すに当たって、健康状態がその罰に耐えられるかとか、保護室という収容する場所に入れた際は定期的に国の医師が診るとか、そういう法定されている業務もございまして、それで医師を何とか確保したいという状況にございまして。

会計課長 上山委員、お願いします。

上山委員 引き続き医官についてお聞きしたいんですけれども、現状、医療の体制というのは3つ、医療専門施設、医療重点施設、一般施設と分かれています。その中で医官が不足している、定員は当然割り振られているわけですね。その中でどこの部分が特に不足が多いのでしょうか。

説明者 4月1日現在の統計でございまして、八王子医療刑務所が17人の定員のところ12名ということで、5名欠員しております。それから、医療重点施設の札幌刑務所ですが、8名の定員のところ現在5名ということで、3名欠員しております。仙台の宮城刑務所でございまして、8名定員のところ7名ということで、1名欠員の状態です。それから、東京の府中刑務所でございまして、10名定員のところ6名ということで、4名欠員の状況です。それから、東京拘置所でございまして、11名定員のところ9名ということで、2名欠員になっております。

上山委員 大体で結構です。そうすると、そこを埋めた場合に、先ほどもお話ありましたけれども、定員を全部埋めたところで、専門性のあるものについては外に出さざるを得ないと。じゃ、定員を埋めた場合にどれだけ医療費が削減できるということの見込みというのはお持ちでいらっしゃるのでしょうか。あるいは、逆に定員を定めるに際して、どういった部門を

重点的に人員を充てれば医療費が削減するのかと、そういった辺りの検討・分析というのはされていらっしゃるでしょうか。

説明者 医療専門施設とか医療重点施設の定員に関してという考え方でよろしいでしょうか。

上山委員 全体ですね。ここ全体の話をしているわけですよね。例えば、先ほどおっしゃったように、入り口のところで人を充てることによってドラスティックに削減できるというのであれば、そこに多く入れるべきだと思いますし、専門医でも特にこういった刑事施設特有の病気がある場合には、その人員を重点的に増やすことによって減らすことができるというようなものはあるかと思うんですけれども、その辺りの検討・分析というのはされていらっしゃるでしょうか。

説明者 結局のところ、全国に刑務所が点在しているものですから、それぞれの診療所レベルの治療をしているような刑事施設を病院レベルまで上げると、設備投資も増えたり、お医者さんの数も増える。

上山委員 当然そうですね。ですから、そこでお聞きしたいんですけれども、外部に出す場合と、内部で定員を埋める場合で、どれだけ差が出てくるのか。あるいは、内部で定員を埋めるにしても、例えば一番最下部のところの一般施設においてジェネラルプラクティショナー、ジェネラルフィジシャンみたいな人を置くのと、重点的により医療に重点特化したような施設に専門医を置くのと、どちらの方が医療費が削減できるかと、そういったところは考えた上で募集とかはされていらっしゃるでしょうか。

説明者 具体的な数字はありません。

上山委員 そちら辺を検討しないと、漫然と増やしてもですね、例えば窓口のところばかり増やしても、先ほど資料にも書いてありましたけれども、被収容者の高齢化が進むことによってだんだんと外に出さなきゃいけないというときに、例えば、窓口になるような一般総合内科医ばかり増やしても仕方ないわけですよね。そこら辺全く計画性なしにただ定員を埋めればいいだと、幾ら増やしても医療費の削減にはつながらないということだと思うので、このところはきちんと緻密に分析してやっていただく必要があると。具体的に言うと、実際にどういった疾病の方が多いかとか、そういったところは十分に検討していただいて、どの辺に重点を置くべきかと。基本の基本だと思うんですけれども、そういったところから検討していただければと思います。

説明者 ありがとうございます。

会計課長 では、茶野委員。

茶野委員 基本的なところで確認したいところがあるんですけども、15ページの表で、増加している主な疾病のところなんですけれども、ウイルス肝炎が増加している。これはA型肝炎とB、Cですと、なぜ肝炎を発症するかという原因が違っていると思っていて。A型肝炎ですと、水とか魚とかいうものを摂食したことによる発症であるとする、これはA型が多いのであると、こういう施設の中での食事とか衛生状態とか何が原因なのか。あるいは、B型とかC型ですと、例えば潜伏期間が長い、半年あるのもありますし、慢性になった方が犯罪を起こしてくるのでそういう肝炎が多くなっていると、どちらが多いんでしょうか。

説明者 後者の方でございます。どうしても覚醒剤事犯者が多かったり、暴力団関係者が多かったり、覚醒剤の針で移っていったり、入れ墨で感染が拡大していったりですね。もともとそういう症状を抱えている人たちが刑務所に入ってくるというような状況でございます。

茶野委員 はい、ありがとうございます。

この表を見ても、増えた中で件数は少ないけれども、悪性の新生物であるとか、脳性血管の疾患、こちらの方が、先ほどからいろいろな委員が御指摘されているような、他の施設で治療が必要になってくるんじゃないかという病気ではないかと思うんですけども。疾病の性格によって、どういうものであったらある程度外に出して治療を受けるとか、こういうものであったら内部での診療が可能と、そこら辺の見極めをしてから、先ほどの話ではないですけども、どういう方をお医者さんとして迎えるかというのが何か方針としてあると、もう少しはっきりするのではないかなと思いました。

説明者 医療重点施設とか医療の刑事施設とかはお医者さんの定員もございますので、その辺を踏まえてなるべく内部でできるような形でお医者さんの専門科目を考えていきたいと思えます。

茶野委員 そうしますと、悪性新生物であるとか脳血管疾患もなるべくそういう診療施設で治療するという事でも。

説明者 可能になると。

茶野委員 可能にしたいと。

説明者 したいというふうには考えております。

茶野委員 そうですか。ありがとうございます。

会計課長 瀬戸委員はよろしいですか。

瀬戸委員 幾つか疑問があるのですが、この論点の3つというのは、本当に根本的な問題の解決のための論点なのかというのがちょっと疑わしいところがあります。14ページ、被收容

者の数は減っていると。ただし、16ページにいきますと、施設全体での医療費は48%増えていると。しかも、一番大きいファクターとしては、外部経費が130%増だということで、矯正医官の数が少ない、足りないから、こういうことが起きているというようなロジックの展開だったと理解していますが、この理解は間違いないでしょうか。

説明者 矯正医官がいなくてもいいです。

瀬戸委員 ないと思いますよね。

説明者 はい。そこよりもむしろ病人がいっぱい入ってきているというか、高齢化に伴って慢性疾患を抱えている方が増えているという状況でございます。

瀬戸委員 そうですね。矯正施設といっても一般社会の縮図だと思っています。高齢化という問題とか薬価の問題とかいろいろあると思うんですが、多分、高齢化の問題が一番大きいということと、矯正施設の中で一般社会としての最低の医療を実施しなければいけないかと、その基準、その辺のところが一番の問題があるのかなと思っています。

高齢化という考えでいくと、13ページの刑事施設の医療体制というのを、もしかしたら、もうちょっと現実に合わせたような形で、高齢者対応の医療体制みたいなところも検討が必要じゃないかなと思っていますが、この理解は正しいでしょうか。

説明者 ありがとうございます。正にそのように、今教えていただいてそう感じております。

瀬戸委員 多分、論点であげている3つが本質的なものじゃなくて、もっと根深いところに問題があるので、的確に把握して、どのような医療体制にしたらいいか、本当にどのくらいの矯正医官が必要なのかという手段の方に持っていかないと、多分イタチごっこで、矯正医官は増えたけれども、医療費は減らないというような、あるいは、ジェネリックを増やしたけれども、医療費が減らないというようなことが今後とも起こるんじゃないかなと考えています。

要するに、本質的なところをもうちょっと把握した上で、医療体制を抜本的に再構成するようなことをしないと対策がとれないんじゃないか、これは一般の社会全体でも言われている問題です。

説明者 正に御指摘のとおりでございます。我々の高齢受刑者対策がまだまだ後れているというか、まだ進んでいないという状況にございまして、一般施設においても医療だけでなく介護もまた必要になってきていますので、その辺早急に検討していきたいと思っております。

会計課長 では、中村委員、お願いします。

中村委員 今の御指摘にもつながるところがあるかと思うのですが、矯正医官が足りな

いというお話なんですけれども、地域医療の、特に東京都などで申し上げると地域医療の施設はたくさんあるかと思うのですが、そういう兼業ができるようになったということの中で、例えば協定のようなものを結んで、定期的にそこのお医者様に刑務所の方に、いろいろな専門性を持った方を交替で毎週来ていただくとか。そういうようなことをして必要な専門の方の治療といいますか、まず総合医で診るということは確かに一つあると思うのですが、やはりもう少し専門性のある方に専門的な治療までいかななくても診るということが、重くならない段階での病気の発見とかにつながっていくのではないかと思うので。会社でありますとそういうのはよくあるのですけれども、そのようなことで専門医の方にある意味巡回のような形で来ていただくということで、医官の方もずっと詰めていくといういろいろな抵抗がある部分とかあると思いますが、そのような形で提携等をすれば、比較的ある意味社会貢献のような形で参加していただける方も増えるのではないかと。

あと、1点10円という部分に関しても、事前に各医療機関と契約のような形で、事前に定めておくというようなことも考えられるのではないかと思います。いかがでしょうか。

あともう一点、健康診断というのはやられているのでしょうか。

説明者 健康診断はやっています。入所時と年に1回、定期的に健康診断をやっています。

よろしいですか。地域医療との連携というのは、今まで個人のお医者さんが、眼科とか耳鼻科とかの先生、非常勤のお医者さんで、時間とか、そういう形で来ていただいているので、今後は総合病院みたいな医療機関の方が定期的に来ていただけるように、我々の方でもお願いしたいと思っていますし、そういう連携を図っていきたいと考えております。

会計課長 では、土居委員、お願いします。

土居委員 中村委員が今、診療報酬の話をされたので、その関連なんですけれども、公的医療保険の対象外となっていること、それから、生存権が裏付けとなっているという点で、生活保護受給者の方々に対する医療と全く同じなわけですね。ところが、生活保護受給者に対する医療扶助は、生活保護法第52条で「診療報酬は国民健康保険の例による」ということが条文で記されているということを根拠にして、1点10円に義務的になっているわけです。

恐らくこれは多くの国民の方も御存じでなくて、正に17ページに指摘されていますように被収容者は自由診療だということですね。もちろん、今は根拠の条文がないのでそうなるということなんですけれども、生活保護受給者に対しては生活保護法で根拠付けられていて、御協力をお願いするというのはいいんですけれども、法律できちんと条文で書いてしまったらいいんじゃないですか。全く生活保護法と同じような、被収容者の診療報酬については国

民健康保険の例によるとか。生活保護法がそうなっていますから。

そうすると、被収容者に対する医療は外部で受けても1点10円ですと。しかも、生活保護受給者に対する医療は、医療機関が指定医療機関と言われてはいますけれども、その医療機関は、生活保護受給者の方が病気になって来られても1点10円で請求するというので、もうそういう手続に慣れておられるわけなので、被収容者に対しての医療も法律で定めてしまった方がいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

説明者 是非検討したいと思います。ありがとうございます。

会計課長 審議の途中ですけれども、審議時間があと10分程度になっておりますので、審議をしながら結構でございますので、お手元のコメントシートに記入をお願いいたします。

記入が終わりましたら、申し訳ございませんが、挙手をお願いします。

上山委員。

上山委員 今と同じ続きで。これは事前勉強会の時も現地見学させていただいた時も申し上げたんですけれども、今、土居委員から法律を明文化するという話がありまして、それができれば一番いいと思うんですけれども、現状の法律でも、資料にも「国の責務」ということで書いているんですけれども、条文を改めて読むと措置を執るとは書いているけれども、別に国の負担でということは書いてないわけですよ。

先ほどもお話ありましたけれども、刑事施設も今や一般社会と同様に、一般社会の縮図で高齢化が進んでいくということになれば、自己負担ということができないんじゃないかなと思うんです。56条を見ても、飽くまでも「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずる」と。社会一般でいくと、例えばお金がない貧しい方であれば、先ほどの生活保護に乗ってくるというお話なので、それに乗せていけばいいんじゃないかと。

そうすると、先ほどの保険の話というのも、生活保護の場合はというようなお話、被収容者は保険の適用外とするとかいう話とどうコンフリを解消するかというところは出てくるかもしれないんですけれども、現状の法令でも十分、自己負担あるいはお金がない場合の生活保護のラインに乗せていくということは、解釈で可能んじゃないかと思うんですけれども、そのところの検討を始めていただくということはどうでしょうか。

抜本的に変えないとどうしようもないと思うんです。医官が足りないというのは確かにそうだと思います。ただし、先ほどから出てるとおり、高齢化が進んでどんどん複雑な疾病が増えて外部への依存が増えていくと。専門性のあるお医者さんというのは恐らく採用がなか

なか難しいんだと思うんです。そういった現状の中で抜本的にシステムを変えていく必要があるんじゃないかなと思うんで、そうすると、やはり一般社会と同様のシステムに移行していくという必要性があるんじゃないか。そこは現状の法律でも解釈によって変えていけるんじゃないかなと思うので、そのところを是非御検討いただけないかなと思います。

説明者 今の法律が平成18年に施行されています。それ以前は監獄法という100年前の法律でやっていたんですが、その法改正の時にも同じような議論が出まして、厚労省に移管した方がいいんじゃないかとか、保険を適用したらいいんじゃないかとか、いろいろな議論の中、結局、国費で負担すると。そして、自弁、中にいる方が自分で負担する医療については指名医による治療という形で。

上山委員 指名医のところは自弁と書いてあるんですけども、その他のところは誰が負担するというのは別に書いてないわけですね。先ほど平成18年とおっしゃいましたけれども、例えば今回の資料を見ても、医療費の予算は、平成19年から見ても、矯正施設全体で48%、刑事施設で51%も増えていると。当然、平成18年の頃とは社会あるいは立法の基礎となる部分が変わってきているので、そのところは10年前の議論をそのままずっと持ち続けるのではなくて、飽くまでも社会の変容に合わせた形で考えていく必要があるんじゃないでしょうか。じゃないとどんどん増えていっちゃいますよね。

説明者 その辺に関しては、法改正時の考え方も含めてちょっと勉強させていただきたいなど。

上山委員 そうですね。もちろん立法の背景なり行政の継続性というものは非常に重要だということも理解しているんですけども、一方で明らかにこれは現状の運用の仕方だとどんどん国費の負担が増えていくと。しかも、それは一般社会よりも矯正施設、刑事施設に収容されている人の方が優遇されているというような事態は非常にひずみ大きい、おかしい話だと一般の人は捉えると思うので、そのところは、せっかく公開プロセスという場でタイムリーな時期に議論の対象となったのである以上は、十分に検討できるんじゃないかと。恐らくそういった方向の検討というのは、僕は国民一般としては賛成してくれる方の方が多いんじゃないかなという気がしますけどね。

説明者 ありがとうございます。

会計課長 では、井上委員、お願いします。

井上委員 今日の話でちょっと抜けている部分がありましたので、発言させていただきたいと思います。今、医療の話が中心だったんですが、特性として考えておかなければいけないのは犯罪ということだと思うんですね。前の八王子の医療刑務所の所長が書かれた文章の中に、

「常に病気と犯罪の2つの変数を念頭に置かなければいけない」と。つまり、今度は専門医というか、医官の専門性の質の話になりますけれども、そういった人が世の中にいるのかということになると、ほとんどいらっしやらないと思います。それこそ医療刑務所の中でOJTで育てていくというような形しかないと思うんですね。だから、医官を増やすことは大事だと、それは質も伴う必要があると、質の部分はすごく高いハードルだとは私は思っていますが。

そこは自ら、とにかく医療刑務所というか、犯罪と医療の両方の研究、研究と言ってはおかしいですけども、実践として、また、いろいろな医療技術の開発について、一般の人とはちょっと違う特性があると思うので、そこはよりしっかり研究してもらおうと。その研究成果を今度は、入所してくる時に既に病気を持っている方がたくさんいらっしやるという話なので、一般社会の中でそういう犯罪者が生まれえないような予防措置を研究成果として出せれば、正にPDCAサイクルとなり、医療刑務所で開発したいろいろなノウハウ、こういうことをすれば覚醒剤とか犯罪的なことを起因とする病気になることを防げるのではないかと、社会に対してどういうアピールをしたらいいのかということを開発して、犯罪者を減らしていく。こういう大きな枠組みの中でPDCAサイクルを回していただくことが必要ですし、それによりトータルコストの削減につながると私は思っています。もしその辺りを研究されているようでしたら、方向性としてはいかがでしょうか。

説明者 いや、まだそこまでは至っていない状況でございます。とにかく内部の患者をどう治療していくかということで四苦八苦しているような状況でございますので。委員から御示唆いただいた件については、今後、検討課題とさせていただきます。ありがとうございます。

会計課長 瀬戸委員、お願いいたします。

瀬戸委員 レビューシートの中の4ページのアウトカムについて質問とコメントです。ジェネリックのところ、60%以上を維持すると書いてありますが、常に60%維持しているから、達成率200%だとか150%と書いてあります。これはもう達成しているので、次は70、80とか、次年度は70と書いてありますけれども、もう少し高い数値を。十分改善できるので、目標設定を再考してください。

説明者 はい、分かりました。

瀬戸委員 2点目は単位コストというところですが、これは8万円か9万円ということですよ。この数字はどういう意味を持つのか。一般社会としてこの9万というのはかかり過ぎなのか、あるいは、かかってないのか。

説明者 必ずしも一致するかどうかはちょっと分からないんですが、厚生労働省の平成25年度の公表資料によると、国民一人当たりの年間医療費が31万5,000円ということになっていますので、それと比べると安いかなと。

瀬戸委員 一般通念的に生活水準と等しい、最低レベルの医療は確保していると。かけ過ぎじゃないと。

説明者 と思っはいるんですが。

瀬戸委員 はい、分かりました。

会計課長 時間もそろそろまいっておりますので、コメントシートの記入がお済みでない方はよろしくお願ひします。

その他御意見、御質問、御発言、よろしいですか。

では、土居委員、お願ひします。

土居委員 補足的な意見を述べさせていただきたいと思ひます。先ほど上山委員だったと思ひますけども御指摘されましたが、被収容者の方々の疾病構造、どういふ病気にかかるかといふこと、それから、年齢構成、性別、その辺りを含めてどういふ状況になっているかといふことを、まずきちんと把握されることが大事だと思ひます。どういふ病気が、どういふ性別で、どういふ年齢の方で生じているかといふことをつかむと、当然どういふ病気に対応できる医師が必要かといふことも分かりますし。

今後、人口動態の変化に伴って被収容者の人口構成も変わってくるということがあると思ひますから、今後どういふふうになるかといふ、将来の在り方みたいなことも分かってくると思ひるので、分析を。もちろん、たくさん例があるといふほどではないと思ひますけれども、そういうところをしっかりとつかんでおかれると、もちろん被収容者のためにもなることはいふまでもありませんけれども、医療をどういふふうにしちゃんと確保していくかといふことを考える上でも意味があることではないかなと思ひます。

説明者 ありがとうございます。

会計課長 まだ集約作業中ですので。では、茶野委員、お願ひします。

茶野委員 感想といふか外部から言っているだけなんですけれども、この前、地下鉄の通路の中でも医官募集のポスターを見まして、非常に努力されているなと思ったんですけれども、イメージとしてあまり明るいイメージがないなあといふ感じがするんですよ。ですから、先ほどもどなたかの委員がおっしゃったような、この医療システムの中で非常にいい研究ができるか、そういう明るい、明るいといふと変なんですけれども、何かインセンティブの

ようなものを見つける努力とか。

今は欠員が生じてというので非常に大変だと思うんですけども、先ほどおっしゃったような非常勤の方たちを何とかして増やすなりして、例えばサバティカルとか、無理かもしれませんが、どちらかの問題意識の中で、矯正医官としていると新しい技術に触れる機会もないとか、そんな問題意識も前にあったと思うんですけども、外に少し出て御発表とか研修ができるような制度とか、そういうことを工夫されていかないと。奨学金だけでは難しいのかなというような気はしたんですけども、現状が非常に厳しいので、あまり無理なことを申し上げてはと思ったんですが、ただの感想でございます。

説明者 ありがとうございます。その辺も更に検討したいと思っています。

会計課長 上山委員。

瀬戸委員 一応集計が終わったと思います。

上山委員 では、いいです。

会計課長 よろしいですか。では、瀬戸委員，集約結果をお願いいたします。

瀬戸委員 集計が終わりましたので，結果を発表いたします。いただいたコメント，皆さん同じような表現というか，表現方法は違うんですが，書いてある内容は同じだと思いますので，要約します。

1点目は，医療費増を今回非常に重要なテーマとして扱っていますけれども，もうちょっと内容を精査して，何がファクターなのかということを経査した上で，必要ならば医官の増員などを図る必要がある。ただ，医官だけの増員で解決する問題ではないと。特に社会の縮図でありますから，高齢者の問題とか，そういうような根本的な医療体制の検討も必要じゃないかということ。3点目は，今回非常に一般の国民の方にこういう問題があるんだということを知っていただくいい機会かと思えます。これは必要な事業ですので，国民等の理解を得られるような広報等の活動も必要である。以上3点ほどの御意見がありました。

それで，評価結果の方は，「事業の抜本的な改善が必要」という方が1票，あとは，「一部改善」が5票ということでした。「廃止」と「現状どおり」というのは無票，なかったです。という状況です。

この結果に基づき，本事業の評価としては，評価結果は「事業の内容の一部改善」。それから，コメントとしては，国民理解を得るための広報活動をしっかりやる。それから，医療費増はもうちょっと精査し分析した上で，必要ならば矯正医官の増員を図る。3点目は，問題の本質が高齢者対応等というのが大きく，それに対応できるような医療体制を構築する必

要があるのではないか、その検討を図るということでございます。

今、評価結果（案）ということですが、委員の方、いかがでしょうか。

土居委員 ちょっとよろしいですか。もう少し個別の話にも立ち至るべきなんじゃないかと思
います。

瀬戸委員 ああ、そうですか。

土居委員 つまり、私も意見を言わせていただきましたけれども、診療報酬1点10円になる
ように、私の意見は先ほど生活保護法の例を挙げたということですが、他の委員の方も外部
機関に協力を求めるとかいろいろな御提案があったと思うので、具体的な方策まで記すかは
別としても、1点10円になるように努めるということは複数の委員から意見として出たん
じゃないかと思うんです。

瀬戸委員 他に御意見等ありますでしょうか。上山委員。

上山委員 私が「抜本的改善」に丸をした、1人だったというのはちょっとびっくりしたんで
すけれども、正直、今日のお話を聞いていて、医官を増やさなければいけないという話と、
ジェネリックの購入に頑張っていますというお話があったんですけれども、何となく取り組
み方が非常に漠然というか、緻密でないというのがあって、かつ、先ほど私申し上げたとお
り、このまま放っておくとどんどんこの部分の費用、国費の負担は増加していくと、こう
いう中で、本当に漫然と「一部改善」ぐらいでいいのかなと。

僕が「抜本的改善」と言うのは、自己負担というのを考えていかなければいけない、シス
テム全体を変えていかなければいけないということを、この機会に御検討いただくべきかな
と思うので、そのように申し上げました。正直多分、「一部改善」でいくとほとんど変わら
ないままいくんじゃないかなと個人的には思うので、それでいいのかなと思うんですけれ
ども、いかがでしょうかね。

瀬戸委員 いかがでしょうか。

土居委員 「抜本」というのと「一部」というのと、どっちがどのぐらいかという温度差とい
うのはあるのかもしれませんが、先ほどの御答弁を伺っている限り、もちろん今日段
階で受け止めていただいているという私の手応えはあったわけですが、それをきちん
と体现していただかなきゃいけないので、「提案だけ受け止めましたが、残念ながら実現は
しておりません」という話になると、せっかくこういう会を設けたかいないなという感じ
になってしまうので。

どこまで強く「抜本」という言葉に思いを込めるかということ次第で、私は「一部」にし

たわけですけれども、「抜本」という言葉までいなくても、我々が言っていた意見を受け止めていただいているのかなと、今日のお返事を伺っていると、そのようだったので、そこまで強く「抜本」と言わないと、この人たちが懲りてないみたいな、そういうつもりは私は今のところはなかったということです。

上山委員 「懲りてない」と申し上げるつもりはさらさらありません。評決は別に最終的に「一部改善」でも結構だと思っています。ただ、要はそれが本当に改善されないと全く意味がないと思うので。であれば、一定程度の時間の後に、例えば土居委員にも同じようなお話をいただきましたけれども、現状の被收容者の疾病がどのような分布になっているのか、より精緻な部分で今回のプロセスの結果を踏まえたフィードバックをいただけるような形でのコメントにしていいただければいいのかなと思います。

でないと、本当に漫然と「話はしました。公開プロセスの場で一応皆さんのレビューは受けました」と。そのまま結局何年か経って「変わりません」だと、全く意味がなくなってしまうと思うので、そここのところの評決結果は「一部改善」でもいいですけども、きちんとフィードバックというのを適宜、国民の前に見せていただくという形のコメント若しくはシステムっていうのを作っていただければと思います。

瀬戸委員 よろしいですか。他に御意見等ございますか。

土居委員 シートに書いてないことを言い忘れたというのが一つありました。一つだけ言わせてください。21ページの論点シートにも書いてあるんですけども、共同調達を行おうと、実際そういうおつもりであるということは先ほどの説明からは分かりましたので、あれなんですけれども、具体的に取りまとめシートには私も書いてないので。さすがにそれを入れるのはいけないと思いますから、シートには入らないということを覚悟の上で、言い忘れたので一言だけ申し上げたいと思います。

国立病院機構とか国立の医療機関があって、そこで実際幾らで調達しているかという、医薬品の価格はどこまで情報を共有してもらえるか分かりませんが、少なくとも、調達を共同化するところまでいかないにしても、情報を共有して、もし刑事施設で調達している医薬品の価格が国立の医療機関に比べて高いということが分かったら、卸売の方々に対しても「こんな値段の差があるので、それは幾らなんでも高過ぎやしませんか。幾ら入札にかけたといえども」ということは言えるんだと思うんですね。

さすがに民間病院と比べてうちが割高だということまで強く言えるかというのはなかなか難しいとしても、卸売の医薬品の価格は自由ですから、飽くまでも国立機関並びという言葉

い方がせいぜいかなと私は控えめには言っていますけれども、国立の医療機関でどういう仕入れ値になっているかというような情報をきちんと聴取して、それを入札に役立てるといふうにしていた方がいいんじゃないかと思います。

説明者 ありがとうございます。是非検討したいと思います。

瀬戸委員 それでは、ただいまの議論を踏まえて、当初の案を若干修正させていただきます。

評価結果は、事業内容の一部改善とさせていただきます。

コメントとしては、今回のいろいろな問題の内容分析をもう少し的確に行うということです。その上で、もし必要ならば医官の増員も必要ですし、自己負担を考慮に入れる、あるいは、1点10円で行えるように医療報酬法令に基づく根拠を、法令に根拠付ける形にするというような、具体的な施策を反映していただきたい。

2点目は、いろいろな議論が公開プロセスでありましたので、我々有識者あるいは国民に分かるような形でその対処が適切に実施されたかどうかというような、広報の仕組みも考えていただきたいということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

今回の評価結果及び取りまとめコメントは以上といたします。事業所管部局におかれましては、今後、概算要求に当たりまして今回の結果を十分反映していただきたいと考えます。

以上でございます。

説明者 ありがとうございます。

会計課長 ありがとうございました。

今、瀬戸委員から御発表いただきましたとおり、「抜本的な改善」1票、「一部改善」5票という評価結果をいただきました。この評価結果、それから、瀬戸委員に取りまとめでいただいたコメントなどを踏まえまして、矯正局においては、概算要求等に当たって議論の内容を適切に反映して事業の見直しを進めていただきたいと思います。また、「抜本改善」という意見、かなり大きな観点からも意見をいただいておりますので、その点も中長期的に検討を進めてコスト削減につなげていただくような努力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、「被収容者生活関連業務の維持」の審議は終了といたします。どうもありがとうございました。

暫時休憩といたします。説明者の入れ替えをお願いします。

(休 憩)

官房長 よろしいでしょうか。

法務省の官房長の黒川でございます。急な用務が入りまして、議題1の議論に参画できなかったことをお詫び申し上げます。

それでは、議題2の「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」について、御審議をお願いいたします。

まず、法務総合研究所から5分程度で説明をお願いいたします。

説明者 それでは、早速、レビューシートの22ページから御説明を申し上げます。事業の目的と事業概要は記載のとおりでございますけれども、補足資料がございますので、30ページの補足資料を御覧いただけますでしょうか。

事業の目的でございます。30ページにありますように左上に目的として3つ記載されてございます。事業は、その左側にありますように、アジアの途上国に対して検事などを長期派遣して、法案起草とか、あるいは、人材育成の支援などを行っております。その下の政府の施策のところにありますとおり、事業の方針につきましては、法制度整備支援の基本方針に沿って対象国や対象分野を定めておりまして、その下の各種政府文書におきましては、重要な施策として盛り込まれているところでございます。

次の31ページを御覧いただけますでしょうか。これはアジア諸国に対するこれまでの事業実績を示しております。約20年ほど前から現在まで、各国からの要請を受けて各種の支援を継続的に実施をしているというところの状況でございます。

続きまして、32ページを御覧いただきますと、この事業が各国から高い評価を受け、引き続き支援を求められているという理由について、他国の支援方法と比べて優位性があるというところがございます。左側にありますように、自国の法制度を押し付けることなく、対象国の自主性を尊重するやり方、人材育成までを見据えた手法、検事などの法律家を長期専門家として派遣して、日常的に支援するやり方などが高い評価と信頼関係を築いている要因でございます。

続いて33ページを御覧ください。支援対象国には欧米の他、近年は韓国や中国も乗り込んできております。けれども、日本はその優位性が評価されて、なお今も継続的に各国から支援要請を受けているという状況でございます。

続きまして、レビューシート22ページの方にお戻りいただきまして、22ページに沿って御説明をいたします。

22ページの真ん中辺りに予算額・執行額とございますけれども、本事業が日本企業の海外活動のための環境整備に資するものというふうに評価されるようになった平成25年度頃から予算額も徐々に増加いたしまして、その規模は現在1億3,000万円弱、1億2,900万円となっております。その下、成果目標・成果指標には、研修員の能力向上の指標といたしまして、研修員の満足度というのがありますが、それに加えて、今回、より客観的な成果指標といたしまして、対象国への専門家派遣の実績に関する指標を追加いたしております。

さらに、23ページにいきますと、活動指標にも追加を記載しております。これは御指摘を受けてまだ時間がたっておりませんので、現在、更に適切な指標を検討しているところでございます。23ページの下にあります予算内訳ですが、これは後に補足資料の方で御説明をいたします。

次は25ページを御覧いただけますでしょうか。25ページについては、当部署による点検結果でございます。その真ん中辺りに効率性の部分で一者応札・一者応募の項目に「該当有り」としております。これについては、この後、28ページに出てまいりますので、その際に御説明をいたします。さらに、下から3段目辺りに関連事業という項がございます。関連事業の項では、右側の欄に国際協力機構（JICA）に対する協力というふうにございますので、これもこの後補足資料の方でJICAとの関係を御説明いたします。

では、28ページを御覧いただけますでしょうか。28ページの下から半分のところにリストがございます。個々の契約が掲載されております。一者応札と一者応募に該当するもの、これが番号の1番と番号の5番、2件ございます。番号の1は、募集方法が若干制限的であったということございまして、今後より広く募集を行うように改める方針でございます。番号5につきましては、今年度、仕様書の記載などを見直しまして、四者応札となっておりますので、既に改善済みでございます。

それから、先ほどの予算内訳について補足資料で御説明いたします。34ページを御覧ください。34ページ下半分の横表に支援対象国別の予算内訳を示しております。28年度の予算を見ていただきますと、真ん中辺りに「H28」とありますが、例えばインドネシア、ミャンマーについては比較的多いございますけれども、これは政府の方針を踏まえまして、両国に対して知財分野の法制度整備を重点的に支援すると、そういう戦略の方針で予算を確保したものであるということでございます。

次に、JICAとの関係でございます。JICAとの関係は補足資料の35ページ、次の

ページを御覧いただけますでしょうか。途上国からの支援要請を受けまして、JICAプロジェクトとして案件の選択がされます。案件の選択がされると、JICAはプロジェクトの進捗を管理いたしますけれども、研修の内容の企画・運営、あるいは、専門家派遣といった具体的な活動実施は法務省が担うというのが基本的な役割分担でございます。

さらに、次の36ページはJICAとの関係について、JICAと法務省の予算の切り分けでございます。JICAプロジェクトでは基本的な活動はJICAの予算で賄われますけれども、実際の支援活動を担う法務省といたしましては、専門的な見地から特定の法務分野等で専門家・講師の派遣などを追加する必要がある場合、その追加分を法務省予算で手当いたしております。また、赤線から下半分のところはJICAプロジェクト以外の費用でございますので、法務省の予算で行うという切り分けでございます。

それでは、最後に本事業の課題について、補足資料で御説明いたします。

37ページ、〔課題1〕というポンチ絵を御覧いただけますでしょうか。我が国の支援の優位性などから各国から支援要請がますます増加していくことが見込まれます。しかしながら、その全てに対応することは困難でありますので、我が国の政策方針を踏まえつつ、相手国のニーズの中で対象分野を重点化していく必要がございます。

その方法として、現状は現地調査や共同研究を重ねて、具体的な成果とこれに対応する活動を想定できる程度に相手国の要請を絞り込み、その上でJICAプロジェクトに持ち込んでおります。それには相当な期間や回数を要している例もありますけれども、こうしたやり方は相手国のニーズが抽象的なままにプロジェクト化することによる不効率を避けるために行っているものでございまして、そのように考えますと、相手国のニーズに応じて限られた資源を有効活用するためには、現地調査、共同研究によりニーズを具体化するという作業はやはり不可欠なものではないかと考えているところでございます。

続きまして、最後の〔課題2〕でございますが、38ページを御覧いただけますでしょうか。従来の法制度整備支援につきましては、左側下の方でございますけれども、JICA、外務省の他に最高裁、弁護士会、あるいは、法律事務所など限られた機関・団体との連携関係がある程度でございましたが、今般、経済関係法令の整備など対象法領域の拡大、あるいは、投資環境整備という観点が加わったことにより、関係省庁の範囲も拡大しております。これらの機関との連携・協力関係を制度化することによって、一層効率的に事業が進められないか、より広い関係省庁との積極的な連携・協力によって、本事業の効率化を図れないかというところが課題の2つ目でございます。

こちらの説明は以上でございます。

官房長 次に、本案件の論点等について、会計課長に説明をさせます。

会計課長 資料39ページの論点等整理シートを御覧いただきたいと思います。法制度整備支援は、今、法総研から説明がありましたとおり、開発途上国における法の支配の定着や、持続的成長に不可欠な社会基盤の整備を後押しするとともに、我が国との連携強化、日本企業の海外展開に有効な投資環境整備等を目的として、主にアジアの国々に対して法令の起草支援、法令を運用するための支援、法律家等の人材育成支援等を行っているものでありますが、論点といたしまして大きく3つあると考えております。

まず1つ目は、戦略的・効果的支援を行うに当たって、現在又は将来の支援対象国のニーズや実情を十分に把握できているかについてであります。相手国からの支援要請に関しましては、外務省、JICA、在外公館等と連携してニーズを把握しているところでありますが、我が国政府の方針を踏まえ、メリハリをつけて効果的な支援を行うためには、的確なニーズ、実情の把握が不可欠であります。法務省では、そのための調査等を積極的に実施しておりますが、十分に把握できているか、ひいては効果的かつ効率的な支援の実施に結びついているかといった点が議論になるのではないかと考えております。

2つ目は、オールジャパンによる支援体制の強化のため、関係省庁、関係団体との協力や、官民連携等を深化させることにより、効果的かつ効率的に法制度整備支援が実施されているかについてです。これまでも関係機関の連携はそれなりに行っておりますが、近時、対象法領域の拡大や投資環境整備といった観点が加わったことにより、関係機関等との連携の在り方について、予算への的確な反映の在り方も含め見直す必要があるのではないかと議論になるのではないかと思います。

3つ目は、成果目標の策定が適切かどうかについてであります。法制度整備支援は、相手国と協力し、相手国機関の能力向上等を目指すもので、時間もかかることから、目標や成果を数値化することが難しい面はあるものの、より適切な成果目標を設定し、検証を行っていくことが必要であることから、成果目標の策定の適切性が議論になるのではないかと考えております。

以上が、「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」の論点になるのではないかと考えている点でございます。

官房長 それでは、本件についての御審議をお願いいたします。

説明者は、委員からの御質問に対しては簡潔明瞭にお答えください。お願いいたします。

井上委員。

井上委員 ただいま御説明いただきましてありがとうございます。論点が3つあるうち、私は一番下が大事だということで話をさせていただきます。成果目標の策定なんですが、22ページに書いてある成果目標として、正にこの事業の目標である、例えば、グッドガバナンスを実現するとか、相手国の満足度が非常に高いとか、そこら辺の指標がないので、論点ではいかに適切に行うかということですが、現状ではほとんど行われていないということだと思います。例えば、アンケート等で、今行われているのは参加した研修員の満足度を99.5%に上げるとか、そういうことをされているわけですが、一番大事なのは相手国、これはオールジャパンでやっているのだから全部の評価で採るのはなかなか難しいと思うんですけども、少なくとも法務省さんがやられているセクションにおいてどういう満足度が得られているのかというのは必ずやるべきことだと思いますし、それを個々の成果目標としてやるべきだと思います。それが1つです。

2つ目は、現在ある成果目標も、例えば満足度でいっても、成果実績が既に100%であるにもかかわらず、いまだに目標が99.5というのもおかしいと思います。もう100を達成しているんですから、それより下を狙うというのは目標にはなっていないと思うんですよ。この考え方がお聞きしたいところです。それから、その下の派遣要請も全く一緒に、去年もう100を達成しているのに、まだ95を目標にしているというのも納得感がないということなので、この御説明も一緒にいただければと思います。

以上です。

官房長 御質問いただいた部分について。

説明者 成果目標についての御指摘につきまして、このような御指摘をいただいてありがとうございます。今回のプロセスの中で、若干時間も限られているというところで、十分な成果目標を示す形にはなっていないかもしれませんが、御指摘いただいた点を踏まえまして、相手国との関係で常にどのような成果が出ているかといったところを含めて、意見を聞き取れることを今後更に進めていきたいと思っています。

現地との関係では、現在でもおおむね半年に一度、相手方との合同調整委員会という形で相手国の実施機関の高官の方から、そういったプロジェクトの進捗あるいは評価について聞く機会というのがありますけれども、そういったものを踏まえて更に成果目標という形にできるように、今後更に検討していきたいと思っています。

それと、成果目標の目標値につきましても、数年前の実績を基に現状では目標値を設定さ

せていただいております。これ以上更に上げていくというのがなかなか難しい形の目標になっておりますけれども、委員の御指摘を踏まえて、今後更に目標値についても改善するようにしていきたいと思っております。

官房長 土居委員。

土居委員 今回の関連なんですけれど、先ほど資料の35ページの御説明をいただきましたけれども、支援対象を選定するプロセスが書いてあるわけですが、最後に「終了時評価」というふうに書いてあるわけですね。もちろんその評価をするのは法務省だけで評価するわけではないのかもしれませんが、そのときに定性的な評価という話でこの終了時評価をやるということになると、数値的なものはそもそもプロジェクトレベルで評価の対象になっていないということになってしまうということなので。もちろんここでの議論の対象は、このプロジェクトの終了時評価に何を対象とするかということは、ここでの直接的な議論の対象ではありませんけれども、個々のプロジェクトごとに、そもそもどういうものを評価対象にしているかということから説き起こさないと。プロジェクトの集合体であるこの事業が全体としてどう評価すればいいかということになると、個々のプロジェクト自体そもそも数量的な評価をしていない以上、全体としてこの事業の数量的な評価もなかなか難しいというようにそういう対応関係になっているんじゃないかなという印象がありまして。事業全体としての数量的な評価をしようと思ったら、相当悩まないとなかなかできないということであるならば、このプロジェクト単位で終了時評価のところに数量的な、定量的な評価を必ず幾つか数値目標みたいなものを入れると、それで評価するという立て付けにしたらどうかと思うんですけれども、そういうことは可能なんでしょうか。

説明者 ありがとうございます。現在、プロジェクトの終了時の評価につきましては、JICAのプロジェクトにつきましては、JICAと共同してプロジェクトの終了時評価という形でさせていただいております。それ自体はOECDの開発援助委員会の指標、5項目ほどありますけれども、こういったものを用いて評価はされておりますが、御指摘いただきましたとおり、数量的・定量的なものというのは確かになかなか難しいところであります。

そういったものについても、実際に起草支援に関わった数とか、あるいは、人材育成によってどれだけの法律家、法曹関係者などの育成ができたかといったようなものについて、できる限り数値化していくことも必要であると思っております。終了時評価について、定量的な数値目標をその評価自体に入れるということも考えられるかとは思っておりますので、今後更に検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

官房長 瀬戸委員。

瀬戸委員 今回の土居委員の質問は、検討じゃなくて、具体的に計測できるような数値目標を実現してほしいという意味があります。検討したけれども、そういうものはなかったということでは困るのですが。30ページ一番上を書いてある①、②、③のところが、ひとつの計測できるべきポイントなのかなと思います。どのくらいの法令が立案できたのかとか、継続的な基盤作りというところは人材育成は継続して実施していると。

3つ目のところは全く実施されていないようですね。我々、ベトナムでどうだ、カンボジアでどうだと言われてもよく分からないですね。企業の方がベトナムに進出する、ミャンマーに進出する、コンプライアンス状況は日本の企業が進出しやすくなっているのか、企業の方はどのような意見を持っているのかとか。一般の国民はなかなか難しいので、そういうところのヒアリングも適切な評価の基準になると思うのですが。要するに、検討じゃなくて具体的に示せるというところを明確にしてほしいのです。

あと、現地の調査をしなければいけないと。現地の主体的と言うんですか、相手国に対する主体性を考慮した法整備をやるために調査すると。調査するときに調査レポートが出ているわけですよね。そういうものが何ページぐらいのものがどのくらい出たのかとか、そういうことでも評価はできるのではないかと。それを国民の目に見えるような形で法務省の方から公開するとか、そういうことも一つの評価のための手段になるのではないかと、計測手段になると思うんですが。検討というか、前の勉強会でもそういう話題になったので、今もうちょっと具体的に例示してほしい。

説明者 委員、ありがとうございます。今の点でございますけれども、日本の企業等からの意見の集約につきましては、法務省以外にも幾つかジャンルがございまして、ルートがございまして、在外公館もそうでございますし、日本貿易振興機構JETROさんもやられておりますし、様々なところがやられておりますので、そこに当然私たちも今よりさらに熱心にかつ、積極的に入りまして、それに対して何回そこに出席するのかとか、何社から具体的に吸い取ったのかというのは十分可能だと思いますので、それをやらせていこうと思っております。

それからもう一つ、現地の企業などに目に見える成果という点におきましては、例えば新たな法律の改正が行われる、それに対して私たちは解説本を作るという作業をしておるんですけども、それを各言語で、仮にベトナムならベトナムの言語でまず作るんですけども、それを和訳するという作業も随時行っております。最初から法典を和訳していったらなかなか

か見ていただけませんので、その法典を手短に解説したものを和訳して、それを現地の方に配るという作業もしておりますので、そのような解説本シリーズを幾つ和訳して提供したかというのは明確な指標になると思いますので、それにつきましては、そういう作業を行っていくと同時に、それをどれだけ配布したかという点につきまして明確にしようと考えております。

官房長 茶野委員。

茶野委員 30ページのところに法案起草支援、法令運用支援、人材育成支援というふうに、どういふことをなさるかということが段階的に書いてあって、非常にストラテジックな事業をされていると思うんですね。まずは調査をして相手のニーズ考えて、その中で法律がなければそういう法案をまず作る支援をしよう。それから、そういう法案があるところ、あるいは、支援をして法律ができた後の運用についても、慣れていない方はどうやって運用するかという支援が必要だから、その次は運用を支援しよう。それから、もう少し幅広く人材育成を支援しようということで、非常に段階を踏んで幅広く支援をある国に対してしているということをしているというふうに、私はこのアプローチは評価できると思うんです。

ただ、いつまでたっても支援をしているというわけにもいかないと思いますし、人材育成の中には、現地の中でなるべく日本の支援をそんなに必要としなくてもできていく人をつくっていくという努力が、この人材育成の中に入っているんだろうなと思うんですけれども、そういうことでいいですよということと、そういうことであれば、人材の育成をどれだけされてきたかとか、それから大学とかで講座の支援をされるのもいいのかなと思ひまして。そういうことができてきたら、今度は日本があまり前面にいかなくても、そういうコアの人たちと連携をしていくことで、これまでの支援も無駄にしないようなフォローアップをしていくということで、一つのストーリーが完成するというのが、非常に美しい絵ではないかと。

そうは言っても法案というのはいろいろなところで、例えばこの前おっしゃっていたようなITのものであるとか新しいものが出てきますから、そういうところでは新たに関係省庁と連携をしながらすることなのかなと伺っておりました。ただ、人材育成というところをもう少しはっきりと、日本とちゃんと一緒にやっていけるようなコアの人材をつくっていくと、それをどのくらいつくってきたか、どのくらいという人数はなかなか難しいと思いますが、そこら辺も数値の評価の中に入るんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

説明者 ありがとうございます。正に委員におっしゃっていただきましたとおり、御理解いた

だいているとおりでございまして、これまでの我々の人材育成も、まずは中核となる人材に対する人材育成協力ということをして、そこから相手国、先方機関の中で更にその成果が広がるように、人材の再生産がされるような形で広がっていくような形での人材育成の支援に主に取り組んでおります。また、人材育成の基礎となる部分である大学の教育に関しまして、国によってではありますけれども、支援をさせていただいている国もありまして、これまでの20年ほどの支援の中で、先方の相手国の中枢を担う人材も数多く輩出されております。そういった方々とのきずなも今後も継続していきたいと思っております。

また、支援ですので、ずっと同じ形で続くものではないと私どもも考えておりまして、できるだけ主体的にやっていただきたいと思っておりますけれども、その部分をより拡大していけるように、先方が自律的にできる部分を更に広げられるようにということを意識しておりますし、ベトナムなども2020年を目標としたベトナムの法制度改革を支援しておりますけれども、その次にはこれまでの支援とはまた違った新たな協力関係を築けるのではないかとということも考えながら進めさせていただいております。

説明者 委員から御指摘のありました大学のことだけ手短かに御説明申し上げたいんですけども、他省庁、他機関との連携というのを課題に挙げましたけれども、日本の大学もこの点にはかなり興味を持ち、熱心に進めておられる大学もございまして、日本の法律を日本の言葉で現地で教えるという取組をしている大学さえもございまして、そういう大学と私たちも熱心に学びながら連携を取っております、単に向こうの大学に援助するだけではなくて、日本から積極的に日本法を教えるという点に関してもやっておりますので、先ほどの御指摘、誠に有り難く、今後も実行していきたいと思っております。

官房長 上山委員。

上山委員 JICAとの案件の連携とか経費の切り分けについて教えていただきたいんですけども、基本的にはJICAプロジェクトの一部に関与するものと全く別のものと2つあるんですか。全く法務省独自でやっているものというものはあるんですか。

説明者 はい、ございます。

上山委員 JICAなんていうのは非常に分かりやすいんですけども、その中で、JICAのプロジェクトに関連していても、JICAの予算でなくて御省が別途予算を付けられているものというのがあるんですよね、これを見ると。

説明者 はい。36ページの資料も御参照いただきますと、JICAプロジェクトの中の左側の部分について……。

上山委員 御省の職員の旅費とか滞在費は分かりやすいんですけども、それ以外の部分はどうしてJICAの経費で賄われずに御省で別途の負担が必要になってくるのでしょうか。

いや、1つのプロジェクトの中で全部まとめてみた方が効率的だし分かりやすいと思うんですけども、その部分はJICAでなくて御省の方で別途負担されるというのは、どういった理由でされているのかなという話なんですけど。

説明者 JICAの方は基本的にはプロジェクトの規模に応じて一定の予算を構築するわけですが、法務省といたしましては、実際に活動するに当たって特定の法分野について専門家が必要ということは法務省の方でよく判断できるところでございまして、その部分は例えば査定庁に対してもJICAよりは我々の方が説明がよくできるということとございまして、基本的にはそういったところは我々の方で要求をするという切り分けになっているということとございまして。

上山委員 そうすると、同じプロジェクトでJICAでの支出と御省での支出と2つに分かれてくるわけですね。1つのプロジェクトを評価する際に、バラバラといろいろな省庁での支出があるというのは後々分かりにくくないですか。御省の方が当然専門家なので、この部分について詳しいというのは分かるんですけども、御省の意見をJICAの予算に反映させるという形でいいんじゃないかなと思うんですけども、それをあえて切り分けられているというのは、どういったところに理由があるのでしょうか。

説明者 基本的には法整備支援というのは、相手方が外国の司法機関でございまして、活動の主体としては法務省だと考えているわけとございまして、外国の関係でございまして、外務省のJICAの方でODAとして1本でやっていると。そういうところの関係で、JICAとの間でも事前にこちらの方で活動の内容を説明して、それに見合った予算を取ってもらうわけですが、JICAはJICAでもって予算の枠がございまして、そこにはまらない部分について法務省の方で要求していくと、現状はそういうシステムでございまして。

上山委員 そうすると、プロジェクトの評価をするときに、JICAと法務省とバラバラにプロジェクトの評価をしているんですか。

説明者 プロジェクトの評価としては一緒になります。

上山委員 そうすると、予算なんかも財布を一つにしてしまった方が分かりやすいのかなと単純に思うんですけども。御省が専門家だというのはよく分かるんですけども、出る場所はJICAの方にまとめてしまえばいいのかなという気がするんですけど。

土居委員 今の関連でよろしいですか。

官房長 土居委員。

土居委員 ODAと今おっしゃったんですけれども、36ページの法務省経費と入っている部分で、JICAプロジェクトのところは、これはいわゆるODAの定義に該当する支出になるんですか、ならないんですか。

説明者 なります。

土居委員 なるんですよね。

説明者 はい。

土居委員 ならないという話だと、OECDで決めているODAという定義に入らない経費と入る経費があるから、それを分けているという話かなと思って聞いていたんですけれども、そうじゃないというとなすます、どちらもODAのお金だという話になると、どういう理由で切り分けているかというところについてはしっかりした説明が必要なところになるのかなと。

ないしは、もう一つ別の観点でこの2つの違いを財政的に考えると、法務省経費は一般会計からダイレクトに出ているんだけど、JICAは独立行政法人に運営費交付金か何かで出された後に出てきている予算ということになるという点は違って、もちろん査定は査定としてあるにしても、JICAから出した方が、「自由裁量」というのはちょっと言い方が悪いんだけど、法務省から出すよりかはもう少し柔軟性がある、独立行政法人だから柔軟性があると。そこでうまく予算の出し方を工夫されている、美しい言葉で言えば工夫されているということなのかどうか。その点はそういう工夫があつての切り分けということなんですか。

説明者 ありがとうございます。正に今言っているところは、私たちもきちっと説明しなければいけないと常々思っているところなんですけれども、先ほど上山委員もおっしゃられましたように、一つにまとめた方がいいんじゃないかとおっしゃられることがございまして、そういう見方もあるのかと思うんですけれども、JICAの方も限られた予算でやっておりまして、数多くのプロジェクト、数多くの事業を持っておりますので、この部分に対して当然費やせるお金は限定されております。

その中でやるべきじゃないかという考え方も当然あると思うんですけれども、私たちはJICAとともにやってきているわけなんですけれども、もともとこの法整備支援というのがどういう形で始まったかと言いますと、民間の大学の先生とか弁護士さんなどから始まった事業でございまして、その辺りは法務省がその先生たちの気持ちもまとめてやっているところ

ろがございます。予算とそれとは別物だろうとおっしゃるのはよく分かるんですけども、JICAのプロジェクト、限られた予算でやっている中で、私たちがそれに付加価値をつけるのではなくて、よりそれを完全なものにするという形で行っております。そこで、法務省の経費とJICAの経費の切り分けとか出し方については、確かになかなか微妙な問題があって、こちらもよく話し合いながら分担しているという説明なんですけど、なかなか難しいところはありますので、今後につきましては、その辺りのところをより明確に説明できるように、ここに書いてあるところを精査していきたいと思っておりますが、基本的にはそういう形でやっているところでございます。

土居委員 ちょっと続けさせていただいて。

官房長 はい。

土居委員 こういうことが実際にあるかどうかというのを確認させていただきたいんですけども、もしこれを法務省独自でやるということになるとお金が足りない。だから、JICAにもお金を出してもらって、それで1つのプロジェクトとしての十分な予算が確保できるということだから、双方で出すという形をとるというパターンが割と多いのか。それとも、そういうケースはあまりないというのか、まずそこを質問させていただきたいと思っております。

説明者 お答えいたします。JICAのプロジェクトにできるかどうかというところについて私どもとJICAとの間で協議をして、プロジェクトにできるもの、プロジェクト以外のスキームもありますが、そういったものについては基本的にプロジェクト化して、JICAの予算で行うというものが基本でございます。そうなった場合には基本的にはJICAの予算で行うというものです。

そういった中でも行える活動が限られている部分がありますので、そこについて法務省として独自に相手国政府とのやり取り、協力関係もございまして、プロジェクトを推進していく上で必要という部分については、法務省独自で支出をする部分もあります。また、JICAのスキームに乗らない部分についても、活動していかなければいけない部分があると私どもで考えているものもありますので、そういったものについては法務省独自で予算を支出させていただくという形になっております。

土居委員 時間も残り僅かなので、予算に関連したところで違う観点から質問を1つさせていただきたいんですけども。これはもともと概算要求をする前ということで議論をしているわけですけども、来年度の概算要求を御省でなさる際には、幾つか法整備支援の形で継続的にやっていらっしゃって、事前の勉強会では複数年にまたがってプロジェクトをやっている

らっしゃったりするというお話を受けました。もちろん予算の単年度主義がありますから、継続しているということはそれはそれとしてあるんだけれども、予算は予算で毎年毎年査定を受けるということになるとはいえ、そういう見方を先入観として持つてはおられないとは思いますが、今既に始まっていて、終了年が来年以降になっているというプロジェクトだけで、かかるであろう来年の経費というのはどのぐらいあるというふうに。129億でしたっけ、今年予算付いていますけれども。

説明者 1億2,900万です。

土居委員 そのうち幾らぐらいが、パーセンテージでも結構なんですけれども、来年度以降も継続することを予定しているプロジェクトにかかっている経費ということなんでしょうか。

説明者 ほとんど大半が継続物になります。

土居委員 ああ、そうなんですか。今年度で終わる、ないしは今年度だけ、1年度限りでしかやっていないというのはあまりないと。

説明者 そうですね。前の地図で実績を書いた部分がありましたけれども、例えば中央アジアとかは3年ぐらいで終わったりしている部分がありますけれども、今現在、29年度の関係ではほとんど全部引き続きの継続のプランになっております。

土居委員 ああ、そうですか。そうすると、基本は今年と同額、ないしは、来年新しく起こす部分に加わるかどうかというような考えを今お持ちだと。

説明者 はい。後は、毎年度毎年度国の政策が変わっていきますので、そういった政策に合わせて重点分野について手厚く、例えば研修の回数がある程度増やすとか講師を何人か呼ぶとかいう形で金額が変わってくることはございますけれども、プラン自体はそのまま引き続きになります。

官房長 審議は続けさせていただきますが、委員の方におかれましては、そろそろコメントシートの記入をお願いいたします。記入し終わりましたら、挙手をお願いできればと思います。

井上委員。

井上委員 私も今のやり取りに関係することで。この事業は全体でオールジャパンでやっていることなので、法務省さんにお聞きする話ではないと思って質問はしなかったんですけども、今のやり取りを聞いていると、これはいろいろなところで言われていることなんですけれども、オールジャパンの法整備支援活動の中核機能が何となくなさそうな感じがします。合議でやっているような感じで、どこかが責任を持って、これは各省横断的にやっているわけですから、それを取りまとめるというのか、中核機能が抜けているんじゃないのかなと。

これは法務省さんの課題ではないんですけれども、そういったふうに感じ取れます。

これはオールジャパンの問題だと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。あるということであれば私の理解不足なんですけれども、これは私以外のODAに関していろいろな方が御発言になっているのも参考資料で見ましたけれども、その中にもたびたび出てくることでありますし。それを正に今のやり取りの中で私は直接感じたんですけれども、それがもし事実であれば、しっかり中枢機能を持たなければいけないなと思います。いかがでしょうか。

説明者 ありがとうございます。再度説明申し上げましたように、この法整備支援は法務省が所管する基本法の整備から始まりまして、民法や民事訴訟法が大きかったんですけれども、ある程度法務省内あるいは裁判所や弁護士会などと連携することでできていたという側面はあるのでございますが、対象法令を拡大し、かつて企業の投資環境の整備がありました。今、委員がおっしゃったようにオールジャパンでやっていかなければいけない。では、その司令塔をどこにするのかということに関しましては、私たちが常々自分たちの意識として考えておりまして、法務省は今まで20年近く研究者の方々や大学とずっとこれをやってきました、それなりのノウハウとそれなりの人材も持っておりますので、それを何とか活用したいと考えております。

それで、中枢はどこか、不在かということに関しましては、私は答える能力も立場にもないのでございますが、オールジャパンでやっていかなければいけないというのは、恐らくJICAも思われていると思いますし、うちも思っておりますので、それにつきましては、非常に重要で、かつ、差し迫った課題であると考えておりますので、私たちが法務省の問題として考えていきたいと考えております。

官房長 瀬戸委員。

瀬戸委員 関連するかもしれませんが、レビューシートを見ている限り、研修やりました、調査やりましたと、かなり淡々と書かれています。30ページにありますように、この事業というのは、日本のプレゼンスを高めるとか、あるいは、相手国のオーナーシップを配慮して協力するとか。

まあ、ここは公開プロセスなのであまり生々しいことはおっしゃれないと思うんですが、御苦労というか、「調査しました。研修しました。何回やりました」だけじゃ、我々理解できないような大変さがあると思います。その辺のところを紹介していただけたら有り難いですけど。

説明者 各国の様々な状況につきましては、各国ごとに需要がございますので、なかなか難しいんですけども、目に見えるインフラを整備しているものとは異なりますので。橋ができた、そうでもない、鉄道が走った、そうでもないでございますので、こういう形で法律を整備した。先ほど申し上げましたように、法令集や解説本となって辛うじて目に見えるものでございますので、それにつきましては、どこに行ってもどういうことをしているのかということと言われること自体が我々にとっては一番厳しいところでございまして、各国の専門家が現地で非常に厳しい目をしているというのは、うちには限らないことございまして、恐らく他省庁の方もそうだと思いますし、正に民間で働かされている方もそうだと思いますので、それについては特に何もないんですけども、今、私が思うには、オールジャパンと書きまされたように、私たちもやっていることをより外に顕在化させて、それをもって我々が広報すると、こういうところについて我々はなかなかできていないし、そのノウハウも明確に持っておりませんので、それが私たちにとっては一番つらいところであり、なかなか分かっていただけないところがあると。様々な方の様々な御努力によって今までお話が出てきておりますので、その辺を考えているところでございます。

官房長 中村委員。

中村委員 37ページに支援対象国のニーズや実情の的確な把握というところがございまして、具体例の部分については大体分かると言えば分かるのですが、このニーズの把握ということから、効果的・効率的な支援の実施というところのプロセスが若干分かりにくいような気がしてございまして、効果・効率的な支援の実施に結びつくためのニーズの目的というようなところが、先ほど瀬戸委員の御指摘にもありましたように、本質的には日本のプレゼンスであったり、あるいは、法治国家の拡大というようなことになったと思うのですが、そういうニーズなり効果・効率的という目標の部分がここに書いてないといけないのではないかなと思ったんですけども、その辺いかがでございましょうか。

説明者 ありがとうございます。確かに的確なニーズの把握が効果的な支援のために不可欠だと思っておりますけれども、実際どのような形で行うのが効果的・効率的になるのかというところは、よくよく検討しなければいけないところかなと思います。そういった点で、相手国の成長のため相手国のニーズを的確に把握するというのももちろん重要ではありますが、我が国の施策との関係でどうなのか、その国の課題、そして、現地に進出する日本側の関係者の方々に対する裨益、そういったことも含めてより効果が大きく、かつ、効率的な支援がどのような形になるのかというところはよく検討させていただきたいと思っております。

官房長 他に委員の方から御意見、御質問等ございますでしょうか。あるいは、説明者サイドからなお言い足りないこととか御理解賜りたいことがあれば。

説明者 ありがとうございます。非常に不十分な説明になったかもしれないんですけども、今、日本として特に途上国に対する法制度整備の支援というものに関しましては、問題としてオールジャパンの体制とは申し上げてはいますが、実質的には研究者の方々や日弁連の方々非常に多大なる献身的な御努力を今までしてきておられまして、それを法務省が法律専門家的集団として率いてまとめているという感じでございますので、20年の歴史ではございますが、そういう点があるということ、我々法務省を代表して、法律家を代表して、今日少しコメントさせていただきましたけれども、そういうところも御理解いただきたいというのが私の立場でございます。

官房長 はい、どうぞ。

井上委員 いろいろな資料を拝見する中で、言葉の問題というのがいろいろなところに出てくるんですが、今日の資料には余り出てこなかったんですが、それをオールジャパンで言う担当は外務省なんですか。どこが担当しているんですか。相手国に日本語が分かる人材を育てるというものと、逆に日本の法律を英訳すべきだといった話も、両方出ていましたが、その担当は外務省なんですか。

説明者 少し能力を超えているかもしれません。日本の法律を英訳するというのはまた別のプロセスがありますが、現地の言葉でできた法律を日本語にするということにつきましては、この法整備支援のプロセスで私たちが関わった法令に関しましては、間違いなくこのプロセスの中で行っております。

また、先ほどちょっと申し上げましたように、現地の学生等に法律を通して日本語を教えるという取組は、大学の方でされているところがございますので、そういうことに関しましては文科省の所管かと考えておりますが、その大学も法律に関しましては法学部、法学研究科の方が主体でございますので、そこは法務省と密接に関連して行っているということでございます。法律分野における現地法令の日本語化という面に関しましては、主に法務省と大学関係等が合体して、当然、弁護士さんは、先ほど申し上げましたとおり、JICAプロジェクトの枠組みを作っておりますので、そういう意味におきましても外務省も入っておりますので、そちらもオールジャパンでやっているというように見ていただいたらどうかなと考えるところでございます。

井上委員 なかなか難しい組織ですね。

官房長 それでは、コメントシートの集計が終わったようでございますので、瀬戸委員の方からお取りまとめをお願いいたします。

瀬戸委員 集計が終わりましたので、結果を発表いたします。いただいたコメントの代表的なコメントを紹介します。大きく分けて2つほどです。現在の研修だけじゃなくて、成果目標と相手国の評価を設定し、評価すべき。評価の方法を、評価目標の設定をもう少し数値化するとか、計測できるような形でした方がいい。という御意見。それから、オールジャパン体制にもかかわらず、中枢機能が不在という御意見。それに関係する御意見として、法務省経費とJICAの経費の切り分けですね。というような御意見がございました。

評価の選択肢の結果については、評価結果については、「廃止」が0、「事業の抜本的な改善」が0票、「事業内容の一部改善」が4票、「現状どおり」が2票です。この結果に基づき、本事業の評価結果は、事業の内容の一部改善、それから、コメントに関しては、成果目標の設定、それから、オールジャパン体制にもかかわらず中枢機能が不明なので、経費も含めて明確な体制で対処するというコメントにしたいと思います。いかがでしょうか。

土居委員 基本的にそれでいいと思います。オールジャパンの体制ということに関連してなんですけれども、先ほど、経費の話で意見を言わせていただきましたけれども、霞が関、中央省庁の中で、当然それぞれの役所の所管があるので、自分の所管のところに対しては非常に強いこだわりがあって、他省庁にはできれば口は出してもらいたくないというのがあったけれども、それに対して組織がどうなっているかという、特にJICAが象徴的なんですけれども、外務省所管である独立行政法人ですから、独法の制度の立て付けからどこかの省庁の所管でないといけないわけなので、そうすると外務省所管になっているということで、若干よそよそしがにじみ出ているところがあって、それが先ほど御指摘あったように、オールジャパンの体制が整っているように見えない印象を国民に与えているという、若干ちぐはぐしたところがあるので、それを緩和する方法として私が思うのは、譲るところは譲るか、相手方に面子を立てて上げるべきところは立てるというのがあって、実を取るというところをしっかりとやるということだと思えます。まさか法務省で、法務省版JICAみたいなものを別の1つの組織として作ろうとは思っておられないと思うので、それはいいことだと思えますが、さっきの切り分けの話を、「では、これ全部法務省でやったらいいじゃないですか」という話になると、変な話で今度は法務省版JICAみたいな独立行政法人を法務省が作るのかみたいな話になると、全く本末転倒なわけですね。

JICAはJICAとして、ある種一元的な窓口の機能を日本政府の出先として代表して

やっておられるというところは、それはそれとして顔を立てるといふか、そういう機能を尊重すると。だけれども、JICAは法務省が所管している業務の専門家ではないところから、その専門性の部分は法務省が担当すると。そういうところの連携がよりシームレスに見えるように説明していくということ。「いや、我々は縦割りでやっています。だから縦割りなんです」というところを強調しちゃうと、オールジャパンという体制が見にくくなるという印象がありますので、少し意見を述べさせていただきました。

瀬戸委員 他によろしいですか。はい。

上山委員 私、今回は「一部改善」にしたんですけれども、先ほど、井上委員とか土居委員からオールジャパンというお話が何度も出ていると思うんですけれども、省庁間の縦割りという意味で、どこかにコントロールセンターがあって、どこかが取りまとめてやった方がはるかにいいんだろうなということは正直思います。

ですので、今回の評価に当たって、「廃止」というのもあるかなと結構悩みました。一回廃止して、関係省庁間できちんとオールジャパンの体制を整えるというのが本来的かなと思ったんですが、今回は行政事業レビューで、この事業についてという話なので、この事業だけを見た場合は「一部改善」でいいかなということで、そういう結論にはしたんですけれども、大きな考え方としては、より大きな目を見て、このままの状態パラパラとやっていくよりは、オール日本で国益を考えながらやっていっていただければなと思います。

瀬戸委員 よろしいでしょうか。

付帯的な意見、いろいろ出ましたけれども、結果は当初の案どおり「事業の内容の一部改善」とさせていただきます。

コメントとしては大きく2点、成果目標の策定と具体的な達成の計測について再考していただきたい。それから、2点目は、オールジャパン体制、法務省だけではなく、日本の国という観点でのスコープに立って、組織体制を明確にして効率的に進めていきたいということです。

以上でございます。

官房長 ありがとうございます。

瀬戸委員 この評価結果、これでよろしいですね。事業所管部局においては、今後、概算要求に当たり本結果を活用していただきたいと思います。

以上でございます。

官房長 ありがとうございます。

今御発表いただきましたとおり、「事業内容の一部改善」4票、「現状どおり」2票という結論を頂戴いたしました。この評価結果や、今御報告ございましたようなコメントなどを踏まえまして、法務総合研究所においては、概算要求等に当たって議論の内容を適切に反映して、事業の見直しを進めてください。また、特にこの事業についての中枢機能の欠如といった点について厳しい御指摘を賜りましたので、この点につきましては、私と政務官から大臣に御報告して、官邸等にもこの議論の経過は御報告したいと思っております。

以上をもちまして、「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」の審議は終了といたします。ありがとうございました。

本日予定の議事はこれで終了いたしました。

最後に、政務官から一言頂戴したいと存じます。

大臣政務官 皆様には、長時間にわたりまして大変有意義な御議論をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日いただきました評価結果につきましては、当省としてこれを真摯に受け止め、予算執行の見直しを図るとともに、今後の予算要求に向けてより効率的、かつ、質の高い行政を実現するという観点から検討を進めてまいりたいと考えております。外部有識者の皆様には、当省の事業に関し、今後も引き続き御指導、御鞭撻を賜りますよう、心より御願い申し上げます。

本日は御多忙の中、当省の行政事業レビュー公開プロセスに御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

官房長 これをもちまして、公開プロセスを閉会させていただきたいと思っております。本日もありがとうございました。

—了—